12　施行日前に旧雇保則第百十八条の三第九項第一号に規定する労働者を雇い入れた事業主に対する障害者トライアル雇用奨励金の支給については、なお従前の例による。

13　施行日前に旧雇保則第百二十五条第一項第一号に規定する訓練を実施する事業主又は事業主団体等に対するキャリア形成促進助成金の支給については、なお従前の例による。

14　施行日前に旧雇保則第百二十五条の四第一項第一号に該当する事業主又は事業主団体に対する企業内人材育成推進助成金の支給については、なお従前の例による。

15　施行日前に旧雇保則第百三十九条第二項又は第三項に該当する事業主に対する同条の両立支援等助成金の支給については、なお従前の例による。

16　施行日前に第二条の規定による改正前の建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（次項及び第十八項において「旧建労則」という。）第七条の二第一項第一号ロに規定する認定訓練を実施する中小建設事業主並びに同号ハ及びニに係る届出を行った中小建設事業主又は中小建設事業主の団体若しくはその連合団体に対する建設労働者確保育成助成金の支給については、なお従前の例による。

17　施行日前に旧建労則第七条の二第一項第一号ホに係る届出を行った建設事業主に対する建設労働者確保育成助成金の支給（同条第二項の規定によるものを含む。）については、なお従前の例による。

18　施行日前に旧建労則第七条の二第一項第一号ヌに係る届出を行った中小建設事業主に対する建設労働者確保育成助成金の支給については、なお従前の例による。

（職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

附則第七条中「、同号ト(2)及び第百二十五条の四第一項第一号イ(1)(ii)」を削る。

○厚生労働省令第八十四号

船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第十三条第二項及び第二十七条第二項の規定に基づき、船舶登記の嘱託職員を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

船舶登記の嘱託職員を指定する省令の一部を改正する省令

船舶登記の嘱託職員を指定する省令（平成十二年厚生省令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「船舶登記規則第一条において準用する不動産登記法第三十五条第三項」を「船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第十三条第二項及び第二十七条第二項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第八十五号

不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項の規定に基づき、不動産登記の嘱託職員を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

不動産登記の嘱託職員を指定する省令の一部を改正する省令

不動産登記の嘱託職員を指定する省令（平成十二年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

本則中「不動産登記令」の下に「（平成十六年政令第三百七十九号）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第八十六号

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第一項第三号、第七条第二項及び第十九条の規定に基づき、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（次条第十三号において「職業能力開発局長」という。）」を削る。

第二条第一号ロ(1)中「修了者（」の下に「当該認定職業訓練が終了した日において六十五歳以上の者及び」を加え、「(ii)において」を「以下」に改め、「基礎訓練から」の下に「基礎的技能等並びに実践的な技能及びこれに関する知識を付与するための認定職業訓練（以下「実践訓練」という。）まで又は」を加え、「公共職業安定所長が認定」を「これらの連続した受講について公共職業安定所長が指示」に改め、「当該認定職業訓練について、」の下に「それぞれ」を加え、同(1)に次のただし書を加える。

ただし、当該認定職業訓練の修了者等の就職率がそれぞれ次に定める割合を下回ることが明らかになった日から起算して一年を経過する場合は、この限りでない。

第二条第一号ロ(1)(ii)中、「基礎的技能等並びに実践的な技能及びこれに関する知識を付与するための認定職業訓練（以下「実践訓練」という。）」を「実践訓練」に改め、同号ロ(3)を同号ロ(4)とし、同号ロ(2)中「おいて初めて」を「おいて」に改め、同(2)を同号ロ(3)とし、同号ロ(1)の次に次のように加える。

(2)　申請職業訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県の区域内において、連続する三年の間に二以上の単位の当該認定職業訓練について、当該認定職業訓練の修了者等の就職率が、(1)の(i)及び(ii)に掲げる認定職業訓練の区分に応じ、それぞれ(1)の(i)及び(ii)に定める割合を下回ることが明らかになった日から起算して一年を経過した日以後に、再び(1)の(i)及び(ii)に掲げる認定職業訓練の区分に応じ、連続する三年の間に二以上の単位の当該認定職業訓練について、(1)の(i)及び(ii)に掲げる認定職業訓練の区分に応じ、それぞれ(1)の(i)及び(ii)に定める割合を下回るものでないこと。

第二条第五号を次のように改める。

五　訓練期間　次に掲げる申請職業訓練の区分に応じ、それぞれ次に定める範囲内において適切な期間であること。

イ　基礎訓練　二月以上四月以下

ロ　実践訓練　三月以上六月以下

第二条第六号に次のただし書を加える。

ただし、乳児、幼児又は小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）に就学している子を養育する特定求職者等、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第四号に規定する対象家族を介護する特定求職者等その他の特に配慮を必要とする特定求職者等に対して行う申請職業訓練にあっては、一月につき八十時間以上であり、かつ、一日につき原則として四時間以上六時間以下であること。

第二条第十三号中「申請職業訓練の期間」を「特定求職者等が申請職業訓練を受ける期間」に改め、同条第十四号中「三回以上」の下に「（特定求職者等が申請職業訓練を受ける期間が三月に満たない場合にあっては、一月に少なくとも一回以上）」を加え、同条第十八号を同条第十九号とし、同条第十七号の次に次の一号を加える。

十八　委託　教科の一部を委託して行う申請職業訓練にあっては、次のいずれにも該当すること。

イ　当該教科が基礎訓練における職業に必要な基礎的な能力の向上に関する教科であること。

ロ　当該教科が行われる事業所において、講師、訓練評価者及び管理責任者を配置していること。

ハ　当該教科が行われる事業所の事業主及び従業員が、第一号リに該当するものであること。